

令和6年3月22日

古賀市議会
議長 渡 孝二 様

市民建産常任委員会
委員長 中野 敦史

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件について2月28日に委員会を開催しましたので、その審査結果を会議規則第110条の規定により報告します。

記

第8号議案 古賀市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、埋火葬許可証交付手数料を他の地方公共団体の状況等を勘案し、廃止するため、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 北筑昇華苑組合を構成する自治体の本市を除く2市7町とは福岡市、福津市及び糟屋地区の7町であり、埋火葬許可証交付手数料をいずれも無料としていることから、本市においても手数料を無料に改正する。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第9号議案 古賀市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、水道事業の適正な収入の確保を目的として水道料金の算定の特例における基準等の規定を整備するほか、水道法の一部改正に伴う所要の改正を行うため、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 水道料金の端数処理を、10円未満切捨てから1円未満切捨てに変更する。
料金算定の特例の場合の基本料金について、使用日数に応じて日割りにより算定を行う。湯屋は一般公衆浴場、いわゆる銭湯の事を指すが、現状、古賀市において適用する浴場がなく、今後も設置の見込みがないことから廃止する。

2. 水道法一部改正による水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣へ移管することに伴い、該当箇所を改正する。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 10 号議案 古賀市下水道条例及び古賀市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、下水道事業の安定的な事業運営を目的として公共下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料を改定するほか、下水道法施行令の一部改正による排水基準の変更のため、関係条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 下水道使用料の増額改定は、下水道施設の老朽化による更新、修繕のための費用の発生、物価高騰に伴う薬品費や電気料などの費用増大によるものである。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 11 号議案 古賀市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、市が保管する地籍調査の成果資料に関して一般に交付する手続を整備するため、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 地籍調査に基づく一筆図形、地籍集成図その他の成果資料の交付手数料として、それぞれ300円徴収するよう変更するものであり、これまで市政情報開示請求案件として総務課で受付後、交付までに3日～5日かかり職員の負担も掛かっていたものが、今後は窓口を建設課とし、ワンストップでその場で交付できるようになり、職員の負担も減るようになる。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 12 号議案 古賀市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、附属機関の名称及び設置目的を変更しようとするもので、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 「古賀市人・農地プラン検討会」から「古賀市地域計画検討会」への変更により、どの農地を誰が10年後作っていくのか、またそれをどう図示するかを地域で話し合っていく、より作業がしやすいような農地の集約等を含めて検討するというものになっている。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。